

諮問事件第42号

「個人情報開示請求者に係わる平成〇〇年〇〇月〇〇日〇〇市内で発生した交通事故に関する平成〇〇年〇〇月〇〇日に作成された文書で、一部事実と異なる供述調書と〇〇警察署内で作成された個人情報開示請求者に係わる供述調書。」の個人情報開示請求拒否決定に対する異議申立てに係る答申書

群馬県個人情報保護審議会

1 審議会の結論

群馬県公安委員会の決定は、群馬県個人情報保護条例の解釈及び運用を誤ったものではなく、妥当であると認められる。

2 諮問事案の概要

(1) 自己の個人情報の開示請求

異議申立人（以下「申立人」という。）は、平成27年2月6日付けで、群馬県個人情報保護条例（平成12年群馬県条例第85号。以下「条例」という。）第12条第1項の規定に基づき、群馬県公安委員会（以下「実施機関」という。）に対し、「個人情報開示請求者に係わる平成〇〇年〇〇月〇〇日〇〇市内で発生した交通事故に関する平成〇〇年〇〇月〇〇日に作成された文書で、一部事実と異なる供述調書と〇〇警察署内で作成された個人情報開示請求者に係わる供述調書。」について、自己の個人情報として開示の請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

(2) 実施機関の決定

実施機関は、平成27年2月18日、本件開示請求に係る個人情報を、「個人情報開示請求者に係わる平成〇〇年〇〇月〇〇日〇〇市内で発生した交通事故に関する平成〇〇年〇〇月〇〇日に作成された文書で、一部事実と異なる供述調書と〇〇警察署内で作成された個人情報開示請求者に係わる供述調書。」（以下「本件個人情報」という。）と特定した上で、本件個人情報が条例第29条第2項第2号に該当することを理由に、個人情報開示請求拒否決定（以下「本件処分」という。）を行い、申立人に通知した。

(3) 異議申立て

申立人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、平成27年4月16日付けで、本件処分を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

(4) 諮問

群馬県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、平成27年10月1日、実施機関から、条例第26条の規定に基づく本件処分に対する異議申立事案の諮問（以下「本件事案」という。）を受けた。

3 申立人の主張要旨

申立人の主張する異議申立ての趣旨及び理由等は、異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね次のとおりである。

(1) 異議申立ての趣旨

個人情報開示請求拒否決定の取消しを求める。

(2) 異議申立ての理由

ア 申立人が開示を請求している供述調書作成時、作成をした警察官による作為、不作為、推測、誇張等の犯罪捜査規範違反の疑い、警察法違反の疑い、群馬

県条例違反の疑いの行為を誰か（上司又はその他の者）にさせられた可能性があるため。

イ 他の事件（交通事故等）供述調書作成時、犯罪捜査規範、警察法、日本国憲法、群馬県条例等に違反している疑いがあるため。

（３）開示請求に係る個人情報の特定について

確認すれば誰でも一目で確認できる犯罪捜査規範第 55 条に記載の推測により記載された箇所が何箇所かある為、正式な供述調書ではなかったため、以下に補正する。

個人情報開示請求者に係わる平成〇〇年〇〇月〇〇日に〇〇市内にて作成された文書で、推測により記載された車と車の衝突を表現した図面と事故の加害者の氏名欄に線にて 1 文字訂正をしてあり、〇〇という訂正印の無い加害者の氏名を推測にて記載されている警察官が取得した文書。（欄外の左上に従の文字も記載されている。）

（４）条例における請求拒否の解釈について

請求されると、問題が発生するように思料したようだ。請求を受理して、開示を行えば、ただの文書やメモになると申立人は思料する。どこかに保管されているのはわかっている。

（５）個人情報開示請求を拒否する理由に対する意見

ア 伝聞証拠、証拠書類等は、真実に基づいて作成しなければならないから、犯罪捜査規範第 55 条の 2 に「書類の作成に当たっては真実をありのままに推測、誇張等にわたってはならない。」と記載されているのではないか。裁判も真実に基づいて判決をくださなければならないので犯罪捜査規範等があるのではないだろうか。

イ 申立人が開示を求めている文書が、いつ、誰が、誰に、どのようにして、何の目的の為に作成し、又は作成を依頼され、どこで保管されているのか等を知り把握しなければならない為、その書類を見て再度審議すべきである。

4 実施機関の主張要旨

実施機関の主張する本件処分の理由を要約すると、おおむね次のとおりである。

（１）本件個人情報の特定について

ア 本件個人情報は、申立人が当事者となる交通事故捜査の過程において作成された、申立人等を供述人とする供述調書に記載された個人情報である。

イ 供述調書は、刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号。以下「刑訴法」という。）第 198 条第 3 項、同法第 223 条第 2 項及び犯罪捜査規範（昭和 32 年国家公安委員会規則第 2 号）第 55 条の規定に基づき作成されるものである。

（２）条例における請求拒否の解釈について

ア 条例第 29 条第 2 項第 2 号は、法令の規定により行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号。以下「行政機関個人情報

保護法」という。) 第4章の規定の適用を受けないこととされる個人情報、
条例第2節の規定を適用しないことを定めている。

イ 刑訴法に基づく「訴訟に関する書類」及び押収物は、一般的な行政文書とは異なり、司法部門における独自の完結した体系的な制度の下にあり、例えば、公判調書の記載の正確性につき、検察官、被告人又は弁護人は、裁判所に異議を申し立てることができる制度が設けられているなど、訴訟に関する書類等に記録された個人情報の取扱いについては、司法機関である裁判所の適正な関与の下になされるものであることから、刑訴法第53条の2第2項の規定により、行政機関個人情報保護法第4章の規定を適用しないこととされている。

ウ したがって、「訴訟に関する書類」等は、条例第29条第2項第2号の規定により、条例に基づく開示請求に関する規定の適用を受けない。

エ 刑訴法においては、「訴訟に関する書類」とは、被疑事件又は被告事件に関し作成された書類をいい、種類及び保管者を問わない。

(3) 本件個人情報を開示請求拒否とした理由について

本件個人情報は、刑訴法第198条第3項、同法第223条第2項及び犯罪捜査規範第55条の規定に基づき作成される「供述調書」である。「供述調書」は刑訴法第53条の2第2項に規定する「訴訟に関する書類」に該当する。したがって実施機関は、本件個人情報は条例第29条第2項第2号により個人情報開示請求の適用除外であるとして、条例第17条第2項に基づき本件処分を行ったものである。

5 審議会の判断

当審議会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

(1) 条例第29条第2項第2号について

条例第29条第2項第2号は、個別の法令の規定により、行政機関個人情報保護法第4章（開示、訂正及び利用停止）の規定の適用を受けないこととされる個人情報については、当該各法令との整合性の観点から、条例においても開示請求等の規定を適用除外することを定めたものである。

本号に関連して、刑訴法第53条の2第2項では、「訴訟に関する書類」については、行政機関個人情報保護法第4章の規定は適用しない旨を規定しているため、「訴訟に関する書類」は、条例に基づく開示請求等の規定の適用が除外されることとなる。

なお、刑訴法第53条の2第2項が「訴訟に関する書類」を行政機関個人情報保護法の適用除外とした趣旨は、「訴訟に関する書類」については、①刑事司法手続の一環である捜査・公判の過程において作成・取得されたものであるが、捜査・公判に関する活動の適正さは、司法機関である裁判所により確保されるべきであること、②刑訴法第47条により、公判開廷前における訴訟に関する書類の公開を原則として禁止する一方、被告事件終結後においては、刑訴法第53条及

び刑事確定訴訟記録法（昭和62年法律第64号。以下「刑事記録法」という。）により、一定の場合を除いて何人にも訴訟記録の閲覧を認め、その閲覧を拒否された場合の不服申立てにつき準抗告の手続によることとされるなど、これらの書類は、刑訴法第40条、第47条、第53条、第299条等及び刑事記録法により、その取扱い、開示・不開示の要件、開示手続等が自己完結的に定められていること、③これらの書類は、典型的に秘密性が高く、その大部分が個人に関する情報であるとともに、開示により犯罪捜査、公訴の維持その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ大きいものであることによるものであるとされている。

(2) 本件個人情報について

本件個人情報は、申立人が当事者となる交通事故捜査の過程において作成された申立人を供述人とする供述調書に記載された個人情報であることは、本件開示請求の文面から明らかである。

実施機関の説明によると、供述調書は、刑訴法及び犯罪捜査規範等を根拠として被疑者供述調書や被害者供述調書等を作成するものであるが、交通事故捜査に用いる書式については、負傷程度や関係する法令違反、事案の軽重により3種類の書式（基本書式・特例書式・簡約特例書式）を使い分けているということである。そして、本件個人情報は、被害者の負傷の程度や事故の状況から簡約特例書式を用いて作成されたものということであるが、この簡約特例書式を実際に見分したところ、交通事故の状況を各項目毎に定められた内容に従って取り調べた結果を書き込むものであることが認められる。

(3) 本件個人情報の条例第29条第2項第2号（適用除外）該当性について

刑訴法第53条の2第2項の「訴訟に関する書類」とは、被疑事件又は被告事件に関し作成された書類をいい、種類及び保管者を問わないと解されており、裁判所・裁判官の保管する書類に限らず、検察官、司法警察職員、弁護士等の保管している書類や不起訴となった事件の書類も含まれると一般に解されている。

これを踏まえて検討すると、本件個人情報は、申立人が当事者となる交通事故捜査の過程において作成された申立人を供述人とする供述調書に記載された個人情報であるが、供述調書は、検察官や司法警察員等が犯罪の捜査をするについて必要があるときに、被害者等を取り調べ、その供述を調書に録取するなどしたものであり、刑事事件の捜査の過程で作成又は取得される文書であることは明らかといえる。

したがって、実施機関が本件個人情報を刑訴法第53条の2第2項に規定する「訴訟に関する書類」に該当すると判断し、条例第29条第2項第2号の規定に基づく適用除外として本件処分を行ったことは妥当であると認められる。

(4) 申立人の主張について

なお、申立人は、「確認すれば誰でも一目で確認できる犯罪捜査規範第55条に記載の推測により記載された箇所が何箇所かある為、正式な供述調書では無かった…」と主張する。しかし、本件個人情報は、交通事故捜査の過程において

所定の書式に基づき作成された状況から、刑訴法第53条の2第2項に規定する「訴訟に関する書類」に該当することは明らかであり、「正式な供述調書では無かった」という申立人の当該主張を認めることはできない。

(5) 結論

以上のことから、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

6 審査の経過

当審議会の処理経過は、以下のとおりである。

審 議 会 の 処 理 経 過

年 月 日	内 容
平成27年10月 1日	諮問
平成27年10月16日	実施機関からの理由説明書を受理
平成27年12月 7日	異議申立人からの意見書を受理
平成28年 3月18日 (第70回 審議会)	審議 (本件事案の概要説明)
平成28年 5月 9日 (第71回 審議会)	審議 (実施機関の口頭説明)
平成28年 6月 2日	答申